

軽自動車税（種別割）の減免（生活保護）

1 対象車両

- ・納期限現在、生活保護法による扶助を受けている方が所有し、かつ、使用する軽自動車等
- ※対象となる車両は、使用の本拠の位置（定置場）が名古屋市内のものに限ります。

2 申請期間

減免申請期限は、原則として以下の1または2のいずれか遅い日となります。申請期限を過ぎて申請した場合は、減免の適用が受けられませんのでご注意ください。

詳しくは、金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当、電話番号052-324-9803）へ確認してください。

- 1 減免事由に該当することとなった日の翌日から30日以内
- 2 減免事由に該当することとなった日以後最初に到来する納期限
(注意) 毎年度申請が必要になります。

3 オンライン申請で必要なもの

- ・スマートフォンまたはパソコン
- ・本人確認書類（運転免許証の両面、マイナンバーカードの表面など）

※申請手続きに手数料はかかりません（無料です）。

4 オンライン申請の流れ

- ① 専用フォームにアクセスし、必要な情報を入力・送信する
- ② 確認メールが届く※
※入力内容について、名古屋市から届出者へ電話確認を行う場合があります。
- ③ 納期限から1か月程度で、審査完了の通知メール および 通知書が手元に届く

5 専用フォームにおける入力の流れ

画面遷移に従って入力を行います。

なお、以下に示す入力情報は、一例です。

(補足) オブジェクトの意味



画面遷移



条件表示



ファイル添付

【手順1】専用フォームへアクセスする

本市公式ウェブサイト（ページID:179581）のバナーを押下する または 下の二次元コードをスマートフォンで読み込んで専用フォームにアクセスしてください。

●本市公式ウェブサイト（ページID:179581）の抜粋

オンラインで申請を行う場合

名古屋市電子申請サービスで申請を受け付けています。以下の「減免の申請」から入力フォーム（外部リンク）へアクセスし手続きを行ってください。



バナーを押下すると
専用フォームに
遷移します。

●二次元コード



[手順2] ログイン及び利用規約の確認

「新規登録またはログインして申請」を選択し、ログインします。

確認メール等は、ログイン時に入力したメールアドレスに送信されるので、入力したメールアドレスを忘れないようにしてください。

なお、LINEでログインした場合は、LINEアカウントの登録に用いたメールアドレスに通知メール等が送信されます。

名古屋市 軽自動車税（種別割）
減免申請フォーム

入力の状況 0%

名古屋市の「名古屋市 軽自動車税（種別割）減免申請フォーム」のオンライン申請ページです。

減免制度について

詳細については、[本市ウェブサイト](#) を参照ください。

対象車両

- 災害による損壊等で使用することができなくなった軽自動車等
- 納期限現在、生活保護法による扶助を受けている方が所有し、かつ、使用する軽自動車等
- 納期限現在、中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている方が所有し、かつ、使用する軽自動車等

申請期間

減免申請期限は、原則として以下の1または2のいずれか遅い日となります。申請期限を過ぎて申請した場合は、減免の適用が受けられません。
詳しくは、[金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当、電話番号052-324-9803）](#)へ確認してください。

- 減免事由に該当することとなった日の翌日から30日以内
- 減免事由に該当することとなった日以後最初に到来する納期限

申請に必要なもの

- 本人確認書類
- り災証明書等（災害減免）

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

Graffer
スマート申請

名古屋市 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#)

[リシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

名古屋市のサービスにGビズIDでログインする

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

名古屋市 軽自動車税（種別割）
減免申請フォーム

入力の状況 0%

名古屋市の「名古屋市 軽自動車税（種別割）減免申請フォーム」のオンライン申請ページです。

減免制度について

詳細については、[本市ウェブサイト](#) を参照ください。

対象車両

- 災害による損壊等で使用することができなくなった軽自動車等
- 納期限現在、生活保護法による扶助を受けている方が所有し、かつ、使用する軽自動車等
- 納期限現在、中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている方が所有し、かつ、使用する軽自動車等

申請期間

減免申請期限は、原則として以下の1または2のいずれか遅い日となります。申請期限を過ぎて申請した場合は、減免の適用が受けられません。
詳しくは、[金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当、電話番号052-324-9803）](#)へ確認してください。

- 減免事由に該当することとなった日の翌日から30日以内
- 減免事由に該当することとなった日以後最初に到来する納期限

申請に必要なもの

- 本人確認書類
- り災証明書等（災害減免）

利用規約にご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

☒ 利用規約に同意する 必須

申請に進む

●利用規約について

利用規約に同意した上で、「利用規約に同意する」をチェックしてください。

●ログイン方法について

システム提供元のQAを参照ください。
右記の二次元コードから株式会社グラファ어의サイトにアクセスすることができます。



2

[手順3] 申請者（入力を行う方）の情報を入力します。

入力フォーム

申請者の情報

名前 必須

名古屋 太郎

生年月日（西暦） 必須

1948 年 11 月 3 日

電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。

0523249803

一時保存して、次へ進む

< 申請の概要等の確認に戻る

入力フォーム

申請者の住民登録地の確認

申請者の郵便番号 必須

4608626

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

住所（都道府県・市区町村・町名） 必須

町名以降の住所については、次の欄へ入力してください。

愛知県名古屋市中区正木三丁目

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

住所（番地・号） 必須

5番33号

住所（マンション名・部屋番号） 任意

金山市税マンション 808号室

（次のページへ）

●住所の入力について

自動入力機能により郵便番号から町名等までは反映されますが、「～丁目～番地」については、自身で入力します。

マンションにお住まいの場合は、**マンション名・部屋番号の入力を忘れないよう**ご注意ください。

●添付方法について

予め端末に保存された画像を添付します。

また、スマートフォンで入力する場合は、フォーム内でカメラアプリを立ち上げて撮影した画像を添付することもできます。

申請者（届出者）の運転免許証（表面） 必須

ファイルを選択...

写真ライブラリ 必須

写真を撮る

ファイルを選択

添付 申請者の本人確認書類を添付してください 必須

運転免許証の場合は「両面」、公的な機関が発行する証明書で写真ありの場合は1点、写真なしの場合は2点添付が必要です。

※添付できるファイル容量上限は、5 Mbです。

☐ 運転免許証

☒ 公的な機関が発行する証明書（写真あり）

☐ 公的な機関が発行する証明書（写真なし）

申請者の本人確認書類（写真あり） 必須

例）マイナンバーカード、パスポート、在留カード等

↑ ファイルを選択...

image.jpg

業務の有無 必須

個人として申請を行う場合は「個人による申請」を選択し次の項目へ進んでください。個人ではなく仕事として申請を行う場合は、「業務による申請」を選択し必要項目を入力してください。

☒ 個人による申請

☐ 業務による申請（法人・業者の業務）

一時保存して、次へ進む

< 戻る

●仕事として手続きを行う方へ

「**業務による申請（法人・業者の業務）**」を選択し、法人・業者の情報を入力します。

業務の有無 必須

個人として申請を行う場合は「個人による申請」を選択し次の項目へ進んでください。個人ではなく仕事として申請を行う場合は、「業務による申請」を選択し必要項目を入力してください。

☐ 個人による申請

☒ 業務による申請（法人・業者の業務）

法人名称・屋号 必須

名古屋市府所モータース

所在地の郵便番号 必須

所在地の郵便番号をハイフンなしの半角7桁で入力してください。

4608508

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

所在地（都道府県・市区町村・町名） 必須

所在地を入力してください。ビル名、部屋番号が必要な場合は、あわせて入力してください。

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

所在地（番地・号） 必須

1番1号

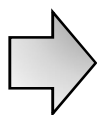
所在地（建物名・部屋番号） 任意

名古屋市府所モータービル 1階

一時保存して、次へ進む

[手順4] 確認事項

4つの事項を確認し、「確認しました。」を押下します。



入力フォーム

確認事項

確認 必須

このフォームは、名古屋市市税減免条例第11条第1項の規定に基づく軽自動車税（種別割）の減回事由に該当するので申請を行うものです。
※申請対象となる車両は、名古屋市で課税している車両に限ります。

☒ 確認しました。

確認 必須

このフォームは、1度の入力で1台を登録するものです。

☒ 確認しました。

確認 必須

申請内容の修正等が必要な場合は、受付担当課より連絡します。2週間以上連絡が取れない場合や修正されなかった場合は、却下とさせていただきます。

☒ 確認しました。

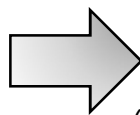
確認 必須

申請を行っても要件を満たさない場合は、減免を受けられません。審査結果については、納期限から1か月程度で納税義務者の住民登録地等へ郵送にて通知します。

☒ 確認しました。

一時保存して、次へ進む

< 戻る



(次のページへ)

●審査結果について

減免の対象として認められた場合は、名古屋市から「減額通知書（下図）」を送付します。

該当の年度について、軽自動車税（種別割）の納付額の全部を減免します。すでに納付されている場合については、納付額の全部を還付します（別途、手続きが必要です。）。ただし、市税に未納分がある場合は、充当されます。

なお、減額通知書は、破棄せずに大切に保管してください。

軽自動車税（種別割）減額（取消）通知書	
令和 ● 年度軽自動車税（種別割）の減額について、次のとおり決定しましたので通知します。	
納税義務者名	名古屋 太郎
標 識 番 号	名古屋市 ん 7584
車 種	原動機付自転車
車 名	その他
減 額 前 の 税 額	2,000 円
減 額 後 の 税 額	0 円
お問い合わせ番号	00523249803

お問い合わせ先
〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号
（名古屋第一ビル） 名古屋市中区税務所徴収課（軽自動車税担当）
電話 052-324-9803
この通知書は、黒色の電子印を使用しています。

[手順5] 申請事由および車両情報の入力します。

入力フォーム

申請を行う事由について

申請事由 必須

選択すると、概要が選択肢の下に表示されます。

☐ 災害による損壊等で使用することができなくなった軽自動車等

☒ 納期限現在、生活保護法による扶助を受けている方が所有し、かつ、使用する軽自動車等

☐ 中国残留邦人等支援法第14条の規定による支援給付を受けている方が所有し、かつ、使用する軽自動車等

●概要

生活保護法による扶助（生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、または介護扶助等）を受けている方が所有、かつ使用されている軽自動車等について適用される減免事由です。減免に該当すると認められた場合、当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の全部を減免します。
ただし、納期限現在で扶助を受けていることが要件の一つであるため、毎年度申請が必要になります。

車両の種別 必須

☐ 軽自動車

☐ 二輪の小型自動車

☐ 特定小型原動機付自転車

☒ 原動機付自転車

☐ 小型特殊自動車

車両番号（標識番号） 必須

以下の入力例を参考に、全角英数字で入力してください。
【入力例】

- 原動機付自転車 「名古屋市ん7584」
- 二輪の小型自動車 「名古屋Cん7584」
- 軽自動車（二輪） 「1名古屋ん7584」
- 軽自動車（二輪以外） 「名古屋580ん7584」

なお、標識番号内に「・」及び「-」を含む場合は、入力不要です。
「名古屋580ん・7-58」は、「名古屋580ん758」と入力してください

名古屋市ん758

✓

納税義務者【災害以外】 必須

※【納税義務者】について
原則、【所有者】が、納税義務者となります。
ただし、所有形態「所有権留保（ローン購入）」の場合は、【使用者】が納税義務者となります。

☒ 申請者と同じ

☐ 申請者と異なる

主たる定置場 必須

主たる定置場は、車両を普段駐車する場所です。所有者の住所と異なる場合は、定置場の住所を入力してください。なお、名古屋市外を定置場とする場合は、その市町村で減免申請を行ってください。

☒ 納税義務者の住所（または所在地）と同じ

☐ その他

一時保存して、次へ進む

< 戻る

●申請事由の選択

減免に該当する事由を選択してください。

ここでは、納税義務者が生活保護法による扶助を受け、車両を使用している場合を例示しています。

●代理で申請されている場合

申請者と納税義務者が異なる場合は、「申請者と異なる」を選択し納税義務者の情報を入力します。

納税義務者【災害以外】 必須

※【納税義務者】について

原則、【所有者】が、納税義務者となります。

ただし、所有形態「所有権留保（ローン購入）」の場合は、【使用者】が納税義務者となります。

☐ 申請者と同じ

☒ 申請者と異なる

納税義務者の氏名・名称 必須

納税義務者の郵便番号 必須

(省略)

一時保存して、次へ進む

< 戻る

入力フォーム

減免（生活保護）

受給開始日 必須

複数の扶助を受給している場合、最初に受給した扶助の受給開始日を入力してください。

2025/03/03

✓

📅

受給されている扶助 必須

全て選択してください。

☒ 生活扶助

☐ 教育扶助

☒ 住宅扶助

☒ 医療扶助

☐ 介護扶助

☐ 出産扶助

☐ 生業扶助

☐ 葬祭扶助

確認 必須

納期限現在で扶助を受けていることが要件の一つであるため、毎年度申請が必要になります。

☒ 確認しました。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

[手順6] 最終確認

入力内容の確認を行いデータを送信すると、申請完了画面に遷移します。

入力フォーム

審査結果

確認 必須

審査結果については、納期限から1か月程度で納税義務者の住民登録地等へ郵送にて通知します。

☐ 確認しました。

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

申請内容の確認

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人 編集

名前 必須

名古屋 太郎 編集

生年月日（西暦） 必須

1948/11/03 編集

電話番号 必須

0523249803 編集

(省略)

減免（生活保護）

受給開始日 必須

2025/03/03 編集

受給されている扶助 必須

生活扶助 編集

住宅扶助 編集

医療扶助 編集

確認 必須

確認しました。 編集

審査結果

確認 必須

確認しました。 編集

この内容で申請する

申請完了

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、申請内容はこちら（申請詳細）からご確認ください。

アンケートのお願い

オンライン手続きにはどのくらい満足いただけましたか？

不満足 ★ ★ ★ ★ ★ 満足

ご感想 任意

オンライン手続きの良かった点や、今後オンライン手続きをより良いものにするための改善点などを具体的にお願いします。

noreply@mail.graffer.jp
宛先: Nagoya.taro@city.nagoya....

【送信完了】名古屋市 軽自動車税（種別割）減免申請フォーム

名古屋市 軽自動車税（種別割）減免申請フォームをご利用いただきありがとうございます。以下の申請データの送信が完了したことをお知らせします。

=====

■ 申請の種類
名古屋市 軽自動車税（種別割）減免申請フォーム

■ 申請日時
2024-**-04-02 08:19:00

■ 申請管理番号
0639-2224-12**-1234***

○ 申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。

<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/0523249803089423250>

=====

●入力データの送信

「この内容で申請する」を押下すると、入力内容が名古屋市へ送信されます。

審査結果については、納期限から1か月程度で納税義務者の住民登録地等へ郵送にて通知します。

●通知メール

入力を終えデータを送信すると、ログインで利用したメールアドレスに確認メールが届きます。送信内容に誤りがあった場合は、金山市税事務所の軽自動車税担当（052-324-9803）へ連絡してください。

また、入力内容に不備があった場合、修正を依頼する通知メールを送信します。審査が完了した旨のメールが届くまでは、受信するメールに注意してください。

なお、通知メールは、送信専用アドレスです。返信いただいても受信できかねます。

名古屋市のオンライン申請についてのお問い合わせ先

担当 金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当）

郵便番号：460-8626

所在地：名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）

電話番号：（052）324-9803

メールアドレス：a3249803@zaisei.city.nagoya.lg.jp

※電子メールに関しては常時受け付けますが、回答までに日数がかかる場合があります。

お急ぎの場合は、電話にてお問い合わせください。

※電話による相談は、月曜日から金曜日(祝日および休日を除く)の午前8時45分から午後5時15分まで受け付けています。